

商品名	○フリーローン
保証会社	○一般社団法人しんきん保証基金
ご利用いただける方	<p>○次の要件全てに該当する方</p> <p>①当庫の営業地区内に居住または勤務している方      ②申込時年齢が満 20 歳以上で最終返済時の年齢が満 75 歳以下の方      ③安定継続した収入がある方      ④次のいずれにも該当しない方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮差押・差押もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始等の申立があつた方</li> <li>・ 租税を滞納して催促を受けた方、または保全差押を受けた方</li> <li>・ 延滞債務のある方</li> <li>・ 手形交換所の取引停止処分があつた方</li> <li>・ 信用を失墜した方</li> <li>・ 制限行為能力者である方</li> <li>・ 反社会的勢力</li> </ul> <p>⑤当庫が貸付を実行して差し支えないと認められること      ⑥日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者      ⑦一般社団法人しんきん保証基金の保証が得られる方</p>
お使いみち	○自由（事業性資金・おまとめ資金も可）
ご融資金額	○500 万円以内
ご融資期間	○3ヶ月以上 10 年以内
ご融資利率	<p>○固定金利型 5 段階</p> <p>利率 年 4.50%・年 5.50%・6.50%・年 8.00%・年 10.00%</p> <p>※パートナー協定優遇金利 年 0.30% の適用可</p> <p>パートナー協定部店長優遇金利 0.20% 以内の適用可</p>
貸付形式	○証書貸付
ご返済方法	<p>○毎月元金均等・元利均等割賦返済（6ヶ月以内での据置可）</p> <p>（6ヶ月ごとのボーナス増額返済も可とするが、融資金額の 50% 以内）</p>
連帯保証人・担保	○不要
保証料率	<p>○毎月払方式（5段階）</p> <p>年 1.50%・年 2.50%・年 3.50%・年 5.00%・年 7.00%</p>
遅延損害金	○年 14.60%
必要書類	<p>○本人確認資料（写）      運転免許証（表裏）</p> <p>運転免許証を所持していない場合は、個人番号カード（表）、パスポート、健康保険証、顔写真付住民基本台帳カード（表裏）、運転経歴証明書（表裏）</p> <p>○年収確認資料（写）【申込金額 300 万円超の場合は必要】      公的所得証明、源泉徴収票等</p>

商品名	○フリーローン
	○おまとめ資金の場合は完済証明書等
その他	○詳しくは、当金庫窓口・得意先担当者へお問い合わせ下さい。 ○お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。 結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承下さい。

## 商品名

## ○フリーローン

苦情等は当金庫営業日にお取引店またはお客様相談室（9 時～17 時）：電話（0855-22-1851）へお申し出ください。

\* お客様の個人情報は苦情等の解決を図るために、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記相談室にご相談ください。

全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)	
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受付日	月～金（祝日、12 月 31 日～1 月 3 日を除く）
時 間	9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

処理措置・  
紛争解決措置

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、相談室または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

東京三弁護士会			
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日	月～金（祝日、年末年始 除く）	月～金（祝日、年末年始 除く）	月～金（祝日、年末年始 除く）
時 間	9:30～12:00、 13:00～15:00	10:00～12:00、 13:00～16:00	9:30～12:00、 13:00～17:00

東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただ

商品名	○フリーローン
	<p>けます。その際には、次の（1）、（2）の方法により、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。</p> <p>なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫相談室にお尋ねいただくな、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ（<a href="http://www.shinkin.co.jp/nihonkai/">http://www.shinkin.co.jp/nihonkai/</a>）をご覧ください。</p> <p>（1）現地調停</p> <p>東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。</p> <p>例えば、お客様は、広島弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話をいただくことにより、手続きを進めることができます。</p> <p>（2）移管調停</p> <p>当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。</p> <p>例えば、広島弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。</p>